坂東市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、坂東市（以下「本市」という。）への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、茨城県と共同して行う坂東市わくわく茨城生活実現事業（以下「本事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者に移住支援金を交付することに関し、茨城県が定めるわくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）申請者　この告示の規定により、移住支援金の交付を受けようとする者をいう。

（２）申請日　第６条の規定により、申請者が本市に移住支援金の交付を申請した日をいう。

（３）子ども　申請者と同じ世帯に属する者であって、申請日が属する年度の４月１日時点において１８歳未満である者（同日時点において母子健康手帳その他公的機関が発行する書類により確認できる胎児であり、かつ、申請日において出生している者を含む。）をいう。

（４）条件不利地域　別表に掲げる市町村をいう。

（５）転入　本市への転入をいう。

（６）転出　本市からの転出をいう。

（７）求人　移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としている求人をいう。

（８）マッチングサイト　移住支援事業を実施する都道府県が求人を掲載しているウェブサイトをいう。

（９）専門人材　内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者をいう。

（事前相談）

第３条　申請者は、転入する前に、市長に氏名、連絡先、移住予定時期等を申し出ることにより、事前相談を行わなければならない。

２　前項の事前相談は、坂東市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金移住前相談票（様式第１号）により行わなければならない。

３　申請者は、事前相談において本市が追加の書面を求めたときは、それに応じなければならない。

（交付金額）

第４条　移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては１００万円、単身の申請の場合にあっては６０万円とする。ただし、世帯の申請の場合において、子どもを帯同して移住する場合は、当該子ども１人につき１００万円を加算する。

（対象者要件）

第５条　移住支援金の交付を受けることができる者は、第１号に該当し、かつ、第２号から第５号までのいずれかに該当する者とする。ただし、世帯の申請をする場合にあっては、本文に規定する要件を満たす者であって、第６号に該当する者とする。

（１）移住等に関する要件　次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア　移住元に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）本市に住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。また、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等に通学し、東京２３区内の企業等に就職した者（雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、当該通勤をしてい

た期間に当該通学をしていた期間（当該通学先の修業年限を上限とし、高等専門学校にあっては２年を上限とする。）を含めることができる。以下同じ。）をしていたこと。

（イ）本市に住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。ただし、東京２３区内への通勤の期間については、本市に住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。

イ　移住先に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）申請日において、転入後３か月以上１年以内であること。

（イ）本市に、申請日から５年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ　その他の要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ）日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ）世帯全員に市税等の滞納がないこと。

（エ）以前に本市が実施するその他の移住に関する費用の補助制度を利用したことがないこと。

（オ）第３条に定める事前相談を申請日から１年以内に行っていること。

（カ）過去１０年以内に、移住支援金を受けた世帯に属していないこと。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合を除く。

ａ　当該移住支援金の全額が返還されていること。

ｂ　当該移住支援金が支給された時点において１８歳未満の世帯

員であり、かつ、その後５年以上経過し、申請日において１８歳以上になっていること。

（キ）様式第１号別紙１に掲げる事項の全てについて誓約又は承諾していること。

（ク）その他市長が移住支援金の交付対象として不適当と認めた者でないこと。

（２）就職に関する要件

ア　一般の場合　次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ）就業先が、マッチングサイトに掲載されている求人であること。

（ウ）就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

（エ）勤務時間が週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、申請日において連続して３か月以上在職していること。

（オ）上記求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が掲載された日以降であること。

（カ）申請日から５年以上継続して就業先に勤務する意思を有していること。

（キ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ　専門人材の場合　次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ）週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において連続して３か月以上在職していること。

（ウ）当該就業先において、申請日から５年以上継続して勤務する意思を有していること。

（エ）新規の雇用であること。ただし、実態として転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更であると認められる場合を除く。

（オ）目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（３）テレワークに関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　転入から申請までの間、勤務日数の５分の４を超える日数で所属先企業等に行かず、週当たり２０時間以上、移住先において勤務に当たること。

ウ　所属先企業等から受けている通勤手当が、定期券相当の額を実費で支給するものではないこと。

エ　デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

オ　申請者又は申請者と同一世帯に属する者が、移住先において住宅を新築又は購入したこと。ただし、申請日から起算して５年以内に当該住宅について既に移住支援金が申請されている場合を除く。

（４）本事業における関係人口に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当していること。

ア　前号オに該当していること。

イ　次の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当していること。

（ア）茨城県内の農林水産業（専業に限る）に就業していること。

（イ）茨城県内の農林水産業（専業に限る）を承継していること。

（ウ）認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１２条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けている者をいう。）又は認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第１４条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）であること。

ウ　次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当していること。

（ア）本市に住民票を移す直前から５年間（本市に住民票を移す直前

の日から起算して１年遡った日までの期間を１年度とし、５年度分遡った期間をいう。）のうち、通算３年以上、本市又は本市観光協会が主催する行事に、運営スタッフとして参加した経験を有すること。

（イ）茨城県が実施する関係人口創出事業に参加したことがあること。

（５）起業に関する要件　申請日以前の１年以内に、茨城県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

（６）世帯に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　申請者を含む２人以上の世帯員が、移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ　申請者を含む２人以上の世帯員が、申請日において、同一世帯に属していること。

ウ　申請者を含む２人以上の世帯員が、いずれも申請日において転入後３か月以上１年以内であること。

エ　申請者を含む２人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

オ　申請者を含む２人以上の世帯員が、いずれも過去１０年以内に移住支援金を受けた世帯に属していないこと。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する世帯員を除く。

（ア）当該移住支援金の全額が返還されていること。

（イ）当該移住支援金が支給された時点において１８歳未満の世帯員であり、かつ、その後５年以上経過し、申請日において１８歳以上になっていること。

（交付の申請）

第６条　申請者は、次に掲げる書面を市長に提出しなければならない。

（１）坂東市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付申請書（様式第２号）

（２）就業証明書（坂東市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金申請用）（様式第３号、様式第３号の２及び様式第３号の３。ただし、

就業の証明を要する場合に限る。）

（３）申請者が本人であると確認できる書面（申請者の写真が表示されているものに限る。）

（４）移住支援金の振込先口座を確認できる書面

（５）その他、前条の要件に該当することを証する書面

（交付決定等の通知）

第７条　市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに坂東市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付決定通知書（様式第４号。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

２　審査の結果、移住支援金を交付することが不適当と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可であるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（移住支援金の請求及び交付）

第８条　前条第１項の規定により移住支援金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、坂東市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付請求書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は前項の規定による請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第９条　交付決定者は、紛失等の理由により、第７条第１項の規定により通知を受けた交付決定通知書の再交付を必要とする場合は、坂東市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第１０条　市長は、前条に規定する再交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに坂東市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式第７号）を当該申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第１１条　本市及び茨城県は、本事業を適切に執行するため必要があると認める場合は、申請者等に本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第１２条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める額の移住支援金の交付の決定を取り消すことができる。

（１）虚偽の申請等をした場合（正当な理由なく前条に定める報告及び立入調査に応じなかった場合を含む。）　全額

（２）居住、就業、起業等の移住支援金の要件に関する事項について実態を伴わない申請をした場合　全額

（３）申請日から３年未満で転出した場合　全額

（４）申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（第５条第２号に該当するものに限る。）　全額

（５）起業支援金の交付の決定を取り消された場合　全額

（６）申請日から３年以上５年以内で転出した場合　半額

２　市長は､前項の規定により移住支援金の交付の決定を取り消した場合は、坂東市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付決定取消通知書（様式第８号）により当該申請者に通知するものとする。

（返還請求）

第１３条　市長は、前条第１項の規定により移住支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る移住支援金が既に交付されているときは、当該取消しに係る申請者に対し、坂東市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金返還請求書（様式第９号）により、移住支援金の返還を請求するものとする。

（その他）

第１４条　この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附　則

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

２　この告示は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示の規定により交付の決定がされた移住支援金については、同日後においても、なおその効力を有する。

３　この告示の規定は、令和７年４月１日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、坂東市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱（令和５年坂東市告示第６２号）の例による。

別表（第２条関係）

都県名	市町村名
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村